平成２９年（フ）第４４８号
岡山市北区神田町１丁目11番14―402号
債務者　赤木　　謙
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４９号
岡山市北区東花尻103番地16
債務者　平川　勝子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５０号
岡山市北区東花尻103番地16
債務者　平川　忠男
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５１号
岡山市北区上中野１丁目６番３号
債務者　林　　健司
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７号
長崎県雲仙市小浜町飛子3083番地
債務者　木村　　寿
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
長崎県南島原市深江町丁1813番地１
債務者　西田　光彦
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第１５４１号
福岡市中央区大手門３丁目３番５号第２城北ビル４階
破産者　株式会社ＣＵＥ
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５４５号
千葉市緑区土気町1591番地２
破産者　石原　　努
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３９号
福岡市中央区長浜３丁目15番２号
破産者　コメットハウス福岡西株式会社
1　決定年月日　平成29年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２６７号
栃木県鹿沼市西茂呂４丁目42番地６
破産者　株式会社アドバンス
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３０号
栃木県宇都宮市城南２丁目８番７号
破産者　藤井　慶継
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６号
最後の住所　栃木県下野市石橋786番地13
破産者　被相続人亡小室孝夫相続財産
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１２１７号
千葉県市川市湊新田１丁目５番15―105号（グレースフォルム）、開始決定時の住所千葉県習志野市津田沼６丁目７番20―609号
破産者　高山　寿之
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３４７号
千葉県八千代市八千代台南３丁目20番11号、開始決定時の住所千葉県いすみ市岬町江場土4129番地329
破産者　加藤　勝男
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７１３号
千葉県市川市南行徳１丁目12番18―301号（サンシティ南行徳Ⅳ）
破産者　大久保浩司
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７４４号
千葉市稲毛区園生町849番地３　コープ園生６棟208号
破産者　島崎　孝予
1　決定年月日　平成29年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５９８号
千葉県船橋市薬円台６丁目17番９―203号
破産者　山内　　豊
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２９３号
神奈川県茅ヶ崎市浜須賀９番48号
破産者　コンストラクション湘南建工株式会社
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部